省　令

○農林水産省令第五十一号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十五条の二第二項の規定に基づき、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九月十七日

農林水産大臣　西川　公也

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三十七条中「オーストラリア」の下に「、カナダ」を加える。

附　則

この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

○経済産業省令第四十六号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十二条第一項第四号の規定に基づき、一般高圧ガス保安規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九月十七日

経済産業大臣　小渕　優子

一般高圧ガス保安規則の一部を改正する省令

一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第二項第一号イ中「不活性ガス、空気又は可燃性若しくは」を削り、同号ハ中「再充てん」を「再充**塡**」に改め、同号に次のように加える。

ニ　法第四十四条第四項の容器検査における容器の規格と同等以上の自動車用エアバッグガス発生器の規格に適合するものであること。

附　則

この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。